

# 地方公共団体、諸外国等における情報提供施策等に関する調査研究 概要

## 調査研究の背景

- ◆ 情報公開法においては、政府が行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努める旨規定

また、行政刷新担当大臣を座長とする「行政透明化検討チーム」は、平成22年4月から国の情報公開制度の見直し開始し、その議論において情報提供施策の充実等を指摘（※）

本調査は、地方公共団体、諸外国等における情報提供施策に関する調査を行い、先進的な事例を把握・整理することにより、今後の情報公開制度の見直しに際し、国の情報提供施策に反映するために実施

※ <参考>

平22.8.24：行政透明化検討チーム取りまとめ

平23.4.22：情報公開法改正案国会提出

## 調査研究の概要

### 【情報提供施策】

- 1 「行政透明化検討チーム取りまとめ」や国の情報提供指針（「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」）を踏まえ、参考となり得る情報提供内容は以下のとおり。
  - ① 政策形成過程情報（長期計画等の中間段階の案）
  - ② 事業進捗状況
  - ③ 研究・技術に関する情報
  - ④ 事務手引き
  - ⑤ 議会に提出した資料
- 2 地方公共団体における情報提供方法は、「情報提供窓口の設置等による提供」、「インターネット・ホームページによる提供」がいずれも20団体中19団体（95%）で窓口とインターネットを併用している状況。
- 3 地方公共団体におけるインターネットによる情報提供については、インターネット・セキュリティの確保のため、「コンテンツ・マネジメントシステム（CMS）」を導入している団体が20団体中14団体（70%）あり、国においてもセキュリティ確保の一つの方策となり得る。

### 【複数回開示した文書に関する情報提供】

- 1 地方公共団体が提供する「複数回開示した文書」の選定に当たっての考え方は、各団体とも明確な基準はみられず、個々に判断している状況。

<実例>

  - a) （同一団体において）開示請求が3件あった文書についてその後情報提供している例がある一方、前年度に59件の開示請求があった文書をホームページで情報提供している例がある。
  - b) 複数者から開示請求があったため、1度目の開示決定以降に情報提供対象とすることとした例がある。
- 2 地方公共団体が情報提供する「複数回開示した文書」の範囲について、「全部開示文書のみ対象」としているのが20団体中9団体（45%）、「一部開示文書も対象」としているのが20団体中6団体（30%）
- 3 地方公共団体に複数回開示請求があった文書の提供方法としては、「情報提供窓口での閲覧」が20団体中12団体（60%）、「各部局での閲覧」が20団体中8団体、「インターネットで提供」が20団体中4団体（20%）と、多くの団体がインターネットでなく窓口での提供。

## 調査の方法

- ◆ 先進的な情報提供施策等の事例を把握するため、以下の方法で調査を実施

地方公共団体20団体のほか諸外国8国等に書面調査

先進的な地方公共団体への実地調査

**国の情報提供施策に反映すべき先進的な事例を把握・整理**

※ 本調査は、（財）行政管理研究センターに委託。